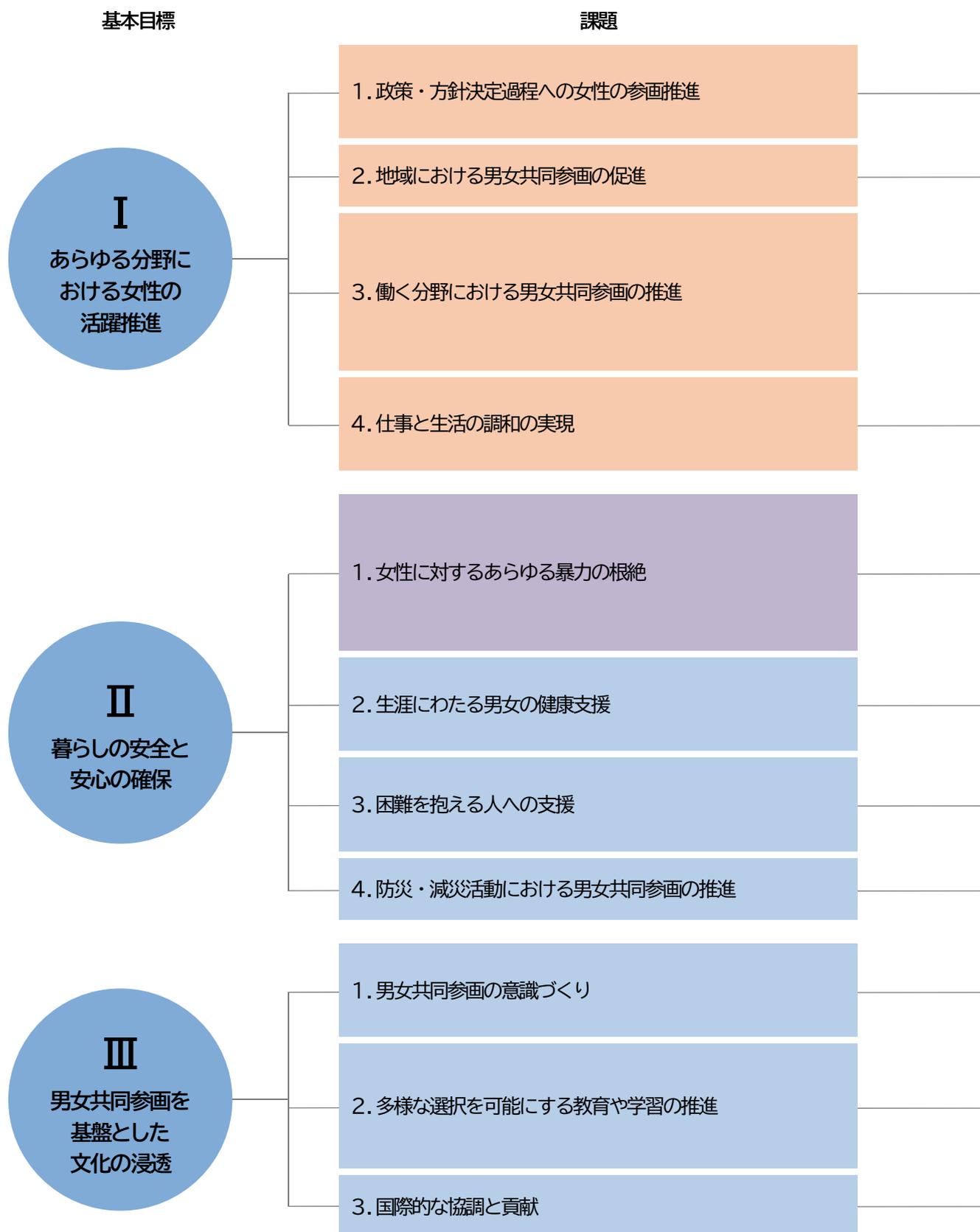


第3章 プランの内容

プランの体系



施策の方向		ページ	
(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進	女性活躍推進計画	17	
(2)女性職員の管理職登用の推進		17	
(3)女性の能力開発とリーダー養成		17	
(1)地域活動で男女が活躍する環境づくり		19	
(2)子育て世代が活躍できる地域社会づくり		19	
(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進		21	
(2)市職員の配置における男女平等の推進		21	
(3)多様な働き方への支援		21	
(4)市職員の多様な働き方の推進		21	
(5)職場におけるハラスメントの防止		21	
(1)仕事と子育ての両立支援		23	
(2)仕事と介護の両立支援		23	
(3)男性の家事・子育て・介護等への参画促進		23	
(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透		DV防止 基本計画	25
(2)暴力に関する相談支援体制の充実			25
(3)DV等被害者保護と自立支援の推進	25		
(4)性犯罪・性暴力の予防と被害者支援	25		
(5)DV被害者支援のための加害者対策	25		
(1)生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応		27	
(2)性と生殖に関する健康と権利の浸透		27	
(3)心の健康対策の推進		27	
(1)ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり		29	
(2)様々な困難な状況を抱える人が安心して暮らせる地域社会づくり		29	
(3)性の多様性を尊重する環境づくり		29	
(1)地域における防災・減災活動への女性の参画促進		31	
(2)避難所運営における男女共同参画の促進		31	
(1)男女の人権尊重と法制度の理解促進		33	
(2)男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実		33	
(3)男女共同参画の視点に立った広報活動の推進		33	
(1)男女平等保育・教育の充実		35	
(2)男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供と仲間づくり		35	
(3)男女平等な家庭教育の実践に向けた啓発		35	
(4)男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援		35	
(1)持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)への貢献		37	
(2)男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集と発信		37	

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

課題1.政策・方針決定過程への女性の参画推進

本市の審議会等の女性委員比率は、27.3%（令和2年4月1日現在）で、大阪府内の3分の1以上の自治体が30%以上（平成31年4月1日現在）であるのに対し、女性の登用が進んでいない状況です。また、女性委員のいない審議会の割合は低くなっているものの、いまだわずかながら存在しています。

本市における様々な施策についての審議を行う審議会等については、その委員は各種団体から選出する充て職による場合が多く、各種団体の長の男性比率が高い現状から女性が選出されにくいという実態があります。審議会等の女性委員比率を高めていくには、地域の団体における役職者の女性比率を高めていくとともに、団体の長に限らず女性の団体構成員を推薦してもらうという働きかけも必要です。

市職員の女性管理職比率は、「第4期プラン」の目標値として設定している係長以上の割合は17.8%で10年前と比べて1.6ポイントの伸びにとどまっています。

男性職員の勤続年数がほぼ一定であるのに対して、女性職員の勤続年数は近年、短縮傾向で離職率も高くなっています。また、課長級の女性比率が高くなっている一方で係長級の女性比率は低下しており、管理職候補の女性職員が少ない状況です。女性職員がいきいき輝く組織づくりのために、全庁的な課題認識と取組が必要です。

各役職段階の職員の女性割合

年度 \ 役職	理事・部長	次長	課長	課長以上	課長代理	係長	※係長以上
平成26年度	12.5%	5.9%	5.0%	6.7%	9.1%	23.8%	16.6%
平成27年度	16.7%	6.5%	6.3%	8.4%	14.3%	22.9%	16.8%
平成28年度	16.0%	3.8%	8.1%	8.8%	7.1%	22.8%	16.6%
平成29年度	15.4%	6.3%	8.8%	9.6%	11.1%	21.9%	16.6%
平成30年度	16.0%	3.3%	17.2%	13.4%	0.0%	20.1%	16.1%
令和元年度	13.0%	3.3%	27.4%	19.0%	18.2%	15.9%	17.4%
令和2年度	12.5%	3.2%	24.7%	17.4%	25.9%	16.7%	17.8%

資料：人事室（各年度4月1日）

※ 理事から係長以上の職員の女性割合

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進

NO	具体的取組	担当課
1	審議会等への女性参画の意義について庁内の共通認識を深め、団体選出委員における女性推薦の促進などを行い女性の参画率を向上します。	関係課
2	審議会等における女性委員の登用比率などの現状について調査します。	人権・男女共同参画課

施策の方向(2)女性職員の管理職登用の推進

NO	具体的取組	担当課
3	キャリアパスの明確化により、女性職員の昇任意欲を喚起されるような昇任資格取得制度を推進します。	人事室
4	高度な知識・技術を取得し、指導力を有する女性職員の育成を図るため、意欲のある女性職員の外部研修への派遣を積極的に行います。	人事室
5	女性職員のキャリア意識を醸成すること及び女性の活躍推進を図るための研修を実施します。	人事室
6	女性教員のキャリア形成支援として、力量形成の機会や場の積極的な提供とともに管理職の登用試験受験や研修参加に関わる所属長による声かけの工夫を行います。	学務課

施策の方向(3)女性の能力開発とリーダー養成

NO	具体的取組	担当課
7	審議会等に参画し活躍できる女性や男女共同参画に関わる活動を促進するような講座等を実施します。	人権・男女共同参画課
8	女性が企画力、表現力など様々な能力を身に付けてエンパワーメントするための啓発事業などに取り組みます。	人権・男女共同参画課

課題2.地域における男女共同参画の促進

本市は、大阪府内に勤務する人々のベッドタウンとして成長・発展してきました。これまでは夫婦と子どもからなる世帯の割合が全国平均に比べて高かったのが、近年、急速にその割合が低下しています。一方で、子どもが巣立った後の夫婦のみ世帯の割合が大幅に上昇し、高齢者の単独世帯数も大きく増加しています。

地域で暮らす市民の世帯構造が変化する中、本市では、コミュニティづくりと地域協働の推進を目的として、平成25年に「地域協働推進プラン」を策定し、地域の支え合いと地域課題を地域で解決する仕組みづくりを進めてきました。現在、市内の全小学校区で地域協働協議会が設立され、住民同士や地域の団体が協力・連携し、地域で話し合いながら、地域住民が参加できる行事や防災、福祉、緑化など地域の特色をいかした活動が行われています。

仕事を通じた人間関係だけの生活を送ってきた方は、リタイア後の生きがいを見つけにくいという課題があることから、リタイア後の市民が地域の活動に積極的に参加して、地域活動の支え手になるとともに、生きがいにつながるようなきっかけづくりや場の提供が必要とされています。また、本市では人口減少に歯止めをかけ、子育て世代の転入を促すために保育所待機児童対策や子育て支援を積極的に取り組んでいます。年少人口比率は全国平均を下回っていますが、近年の合計特殊出生率は全国平均を上回っており、一定の効果が現れていると考えられます。子育てしやすいまちとして、若い世代から選んでもらえるような取組を進めるとともに、男女が家事や育児に積極的に参加し、地域のなかで仲間づくりも行えるような機会の提供も重要です。

地域における意思決定過程への女性の参画率の推移

団体名	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
市町村防災会議委員総数	40	40	40	40	39	39	40
うち女性委員数	4	4	3	3	4	4	4
参画率	10.0%	10.0%	7.5%	7.5%	10.3%	10.3%	10.0%
自治会長数	198	198	198	199	200	200	200
うち女性自治会長数	19	20	19	21	24	25	28
参画率	9.6%	10.1%	9.6%	10.6%	12.0%	12.5%	14.0
PTA数	39	41	41	41	41	41	40
うち女性が代表者	10	10	14	13	12	13	14
参画率	25.6%	24.4%	34.1%	31.7%	29.3%	31.7%	35.0%
老人クラブの会員数	10,675	10,675	10,362	10,134	9,670	9,341	9,029
うち女性	6,641	6,661	6,475	6,402	6,124	5,903	5,755
参画率	62.2%	62.4%	62.5%	63.2%	63.3%	63.2%	63.7%
老人クラブの役員数	15	15	14	15	15	15	13
うち女性が代表者	2	2	3	3	3	3	5
参画率	13.3%	13.3%	21.4%	20.0%	20.0%	20.0%	38.5%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、寝屋川市

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)地域活動で男女が活躍する環境づくり

NO	具体的取組	担当課
9	自治会や地域協働協議会等の地域団体における活動において女性が積極的に参加できるよう環境整備を進めます。	市民活動振興室 関係課
10	リタイア後の市民が地域活動に参加するきっかけとなるよう情報発信を行います。	市民活動振興室 保育課 人権・男女共同参画課
11	男女共同参画推進センターの登録団体の市民企画事業を支援するとともに、他の団体との相互交流などにより、男女共同参画に関わる市民活動の広がりを推進します。	人権・男女共同参画課

施策の方向(2)子育て世代が活躍できる地域社会づくり

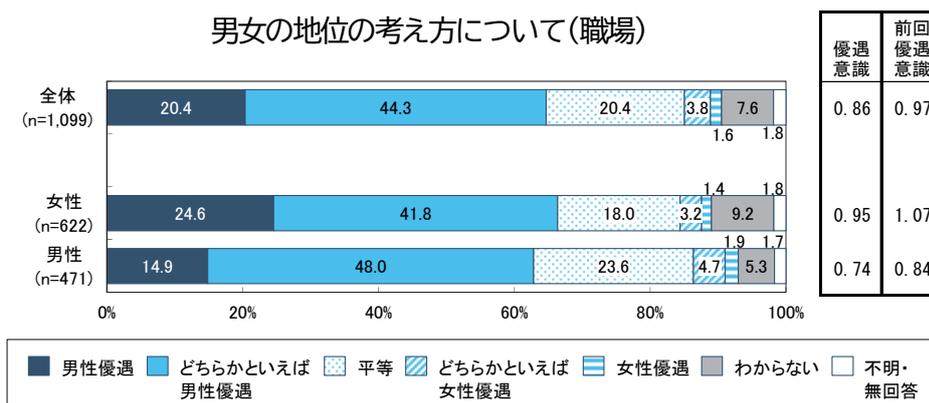
NO	具体的取組	担当課
12	育児中の保護者による主体的な育児サークルの立ち上げと活動支援を行い、子育て世代の仲間づくりを推進します。	子育て支援課
13	シルバー世代や子育て世代が交流し、ともに地域で活動するためのきっかけづくりを行います。	市民活動振興室 社会教育課

課題3.働く分野における男女共同参画の推進

人口減少や少子化により働き手が減少する中、国では「女性活躍推進法」の制定を始めとする女性の労働力に期待する政策を進めています。その結果、全国的な傾向と同様に、本市においても30歳代女性の労働力率は大きく上昇しています。

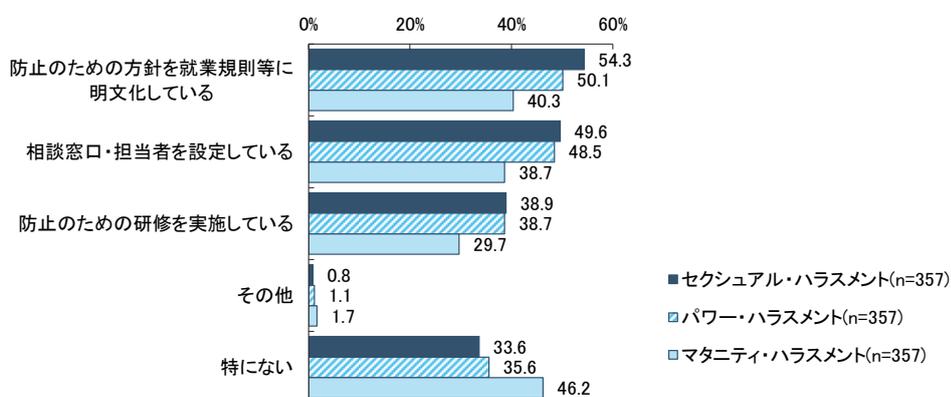
一方、「市民意識調査」では、職場における男女の地位について、男性の方が優遇されていると感じる人の割合が、男女とも6割を超えており、女性が職業において十分に活躍できる環境とはなっていないことを示しています。また、男性の長時間労働や家事・育児等への参画意識の低さを背景に、女性の方が家事・育児等の負担が大きいことも女性の働き方に影響しています。

近年は、セクシュアル・ハラスメントのほかにも、妊娠・出産を理由として不利益や嫌がらせを受けるマタニティ・ハラスメント、職務上の地位などの職場内の優位性を背景とするパワー・ハラスメントなど様々なハラスメントが社会問題となっていますが、ハラスメントは重大な人権侵害であり、禁止されなければならないものです。そのため、事業主に対してハラスメント防止のための措置を義務化（大企業は令和2年6月から、中小企業は令和4年4月から）する法改正が行われています。「事業所実態調査」では、就業規則等への明文化や相談窓口を設置している事業所は半数程度にとどまっています。引き続き、ハラスメントのない、誰もが働きやすい職場づくりに向けた取組を進める必要があります。



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和元年度)

事業所におけるハラスメントの取組状況



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する事業所実態調査」(令和元年度)

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

NO	具体的取組	担当課
14	事業所に対して「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」を始めとする労働関連法や制度の情報提供を行います。	産業振興室 人権・男女共同参画課
15	雇用や待遇等に関する問合せに対応する窓口を設けて、労働者の相談の機会を確保します。	産業振興室

施策の方向(2)市職員の配置における男女平等の推進

NO	具体的取組	担当課
16	性別によって職域を限定することなく、女性職員の職域拡大、キャリア形成につながる配置を行います。	人事室
17	管理職員に対して、業務の分担等において性別による思い込みを排除した男女平等を推進する意識付けを行います。	人事室

施策の方向(3)多様な働き方への支援

NO	具体的取組	担当課
18	就労等に関する情報提供と相談体制の確保を行います。	産業振興室 人権・男女共同参画課
19	起業等を希望する人に対して、講座の開催や創業支援事業を通じた支援を行います。	産業振興室 人権・男女共同参画課

施策の方向(4)市職員の多様な働き方の推進

NO	具体的取組	担当課
20	職員一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせた柔軟で効率的な働き方ができる取組を推進します。	人事室

施策の方向(5)職場におけるハラスメントの防止

NO	具体的取組	担当課
21	市職員及び教職員間のあらゆるハラスメントの予防啓発とともに、ハラスメント事案発生時の対応や相談体制を整備します。	人事室 監察課 学務課 総合教育研修センター
22	事業所に対して、あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務に関する情報提供を図ります。	産業振興室 人権・男女共同参画課

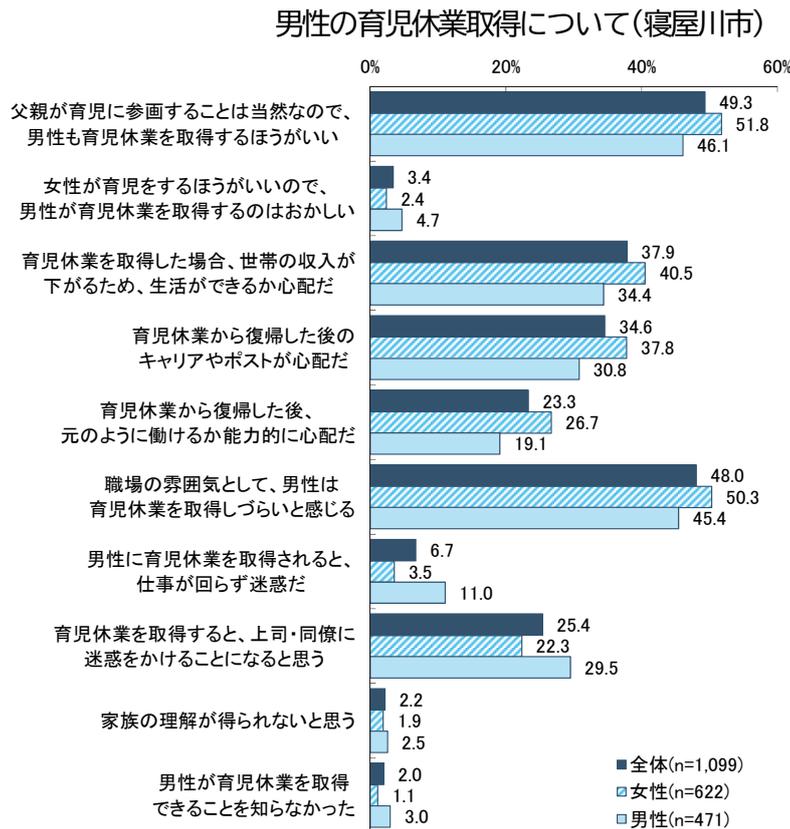
課題4.仕事と生活の調和の実現

子ども・子育て支援新制度による様々な子育て支援施策の充実に加えて、令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が開始されたことなどを背景に、子育て期の女性の就労意欲は一層高まっており、出産後も継続して働き続ける女性の割合も増加しています。そうした中、女性の出産年齢の上昇に伴い、子育てと親の介護が同時期に重なる「ダブルケア」の問題に直面する女性が増加しています。また、「市民意識調査」によると、男性が育児休業を取得することを肯定する人が多い一方で、職場の雰囲気は男性の育児休業が取得しづらいと感じる人も多く、実際に育児休業を取得する男性の割合は極めて低いのが実態です。

介護については、男性の生涯未婚率（50歳時の未婚率）が23.4%（令和元年度）と親と同居を続ける男性が増えており、仕事と親の介護の両立に悩むケースが増加しています。

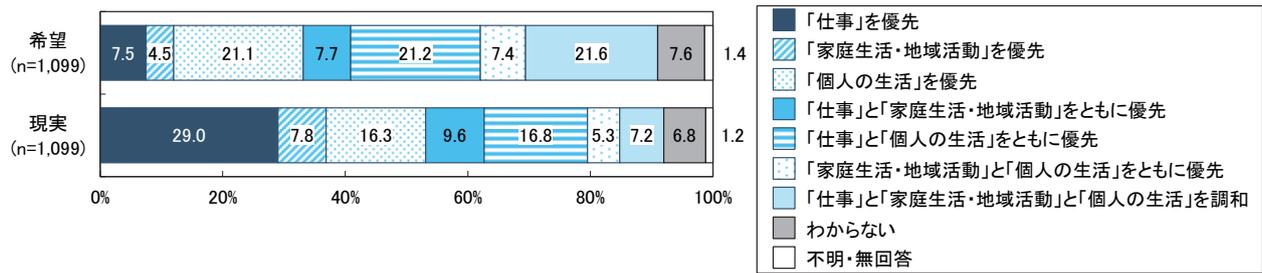
また、仕事と生活のバランスについて、「市民意識調査」によると、「仕事」「家庭生活・地域活動」「個人の生活」をどのように優先したいかは、男女ともに希望と現実にギャップが生じている実態があります。

このように、育児、介護等と仕事との両立は、男女共通の問題となっており、地域における子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけなど、男女ともに仕事と生活の調和が実現できる取組が必要です。



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）

「仕事」「家庭生活・地域活動」「個人の生活」の希望と現実(寝屋川市)



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和元年度)

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)仕事と子育ての両立支援

NO	具体的取組	担当課
23	待機児童ZEROプランRや放課後児童対策事業の充実を通じて、仕事を持つ保護者が仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます。	保育課 青少年課
24	多様な保育ニーズに対応した一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の供給体制の確保を行います。	子育てリフレッシュ館
25	事業所に対して、労働者に対する両立支援施策や一般事業主行動計画の策定に向けた情報提供を行います。	産業振興室 人権・男女共同参画課
26	庁内及び事業所における労働者、特に男性労働者の育児休業取得の促進に向けた取組を推進します。	人事室 産業振興室 人権・男女共同参画課

施策の方向(2)仕事と介護の両立支援

NO	具体的取組	担当課
27	介護に関する相談に対応し、適切な介護サービスの利用や家族介護支援事業の活用を推進します。	高齢介護室
28	男性介護者交流会への参加促進を行い、男性介護者の孤立化防止と介護負担を軽減するための社会資源活用を支援します。	高齢介護室

施策の方向(3)男性の家事・子育て・介護等への参画促進

NO	具体的取組	担当課
29	父親の育児参画促進が図られるよう、情報提供を行うとともに、切れ目なく支援します。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
30	父親が参加しやすい育児講座や保護者の交流機会の拡充により、父親同士の仲間づくりを促進します。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
31	男性が家事の知識や技術を身に付ける講座の開催及び各種団体への支援を行います。	市民活動振興室 社会教育課

基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保

課題1.女性に対するあらゆる暴力の根絶

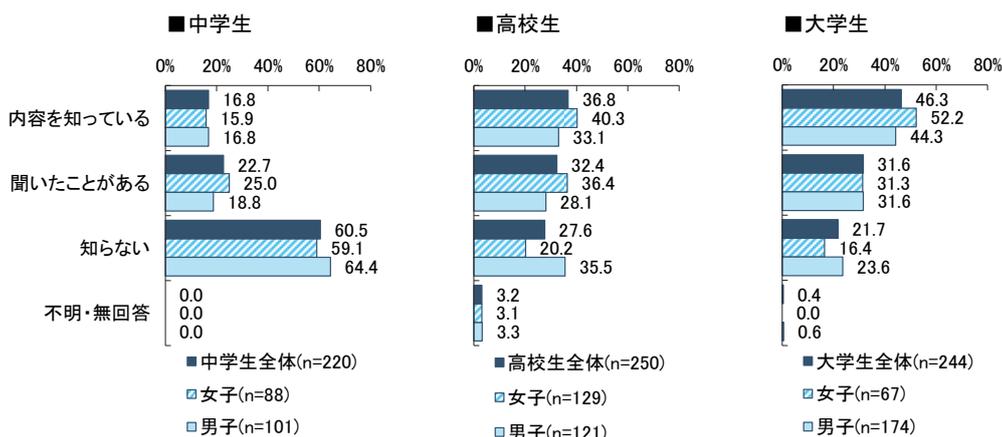
女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などのほかに最近では、若年女性が被害にあうJKビジネス、AV出演強要、リベンジポルノ（私事性的画像被害）などが社会問題化しています。これらの性暴力・性犯罪被害者の圧倒的多数は女性であり、近年のスマートフォンやSNSの普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。更に、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛が家庭内の暴力の増加や深刻化につながる事が懸念されています。

暴力は被害者の体だけでなく、心にも大きな傷をつけることから、被害者がその後の人生で長期間にわたって苦しむことも少なくありません。また、被害者から相談を受けた人が、被害者の落ち度を買めたり、被害のことを忘れるように言うなど、被害者が二次被害で更に傷つくこともあります。

女性に対する暴力の背景には、女性の人権の軽視や性に基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男性の優位性など、社会の中で男女の置かれた状況が影響しています。社会的な問題として、女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、暴力の根本にある性差別意識や男女の社会的地位の格差の解消を含めた取組が必要です。被害者支援としては、相談対応、被害者保護の対応から自立支援の取組まで庁内の各課及び関係機関との連携強化により、一層の支援体制の強化が必要です。また、加害者への対応を念頭に置いた取組の検討を進めることも課題となっています。

「小学生から大学生への意識調査」の中で、中学生以上にデートDVの認知度を尋ねたところ、中学生で約6割、高校生で3割弱、大学生で2割強が「知らない」という回答でした。デートDVの被害を未然に防止するためには、中学生からの予防教育が必要です。

デートDVの認知度(寝屋川市)



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する小学生から大学生への意識調査」(令和元年度)

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透

NO	具体的取組	担当課
32	女性に対する暴力についての正しい認識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりの啓発を推進します。	人権・男女共同参画課
33	デートDVを防止するために、若年者を対象にした予防、啓発の取組を進めます。	教育指導課 人権・男女共同参画課

施策の方向(2)暴力に関する相談支援体制の充実

NO	具体的取組	担当課
34	女性に対するあらゆる暴力が潜在化しないように、相談体制の周知及び整備を行います。	人権・男女共同参画課
35	大阪府配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関と連携し緊急事案時の対応体制を強化します。	人権・男女共同参画課

施策の方向(3)DV等被害者保護と自立支援の推進

NO	具体的取組	担当課
36	関係機関と連携を図りながら、DV被害者の緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど情報提供及び支援を行います。	人権・男女共同参画課
37	個人情報保護に関する職員間の認識を共有し、被害者保護のための住民基本台帳事務における措置を徹底します。	戸籍・住基担当 人権・男女共同参画課
38	DV被害者支援連絡会議を通じた関係課及び関係機関との連携体制を強化します。	人権・男女共同参画課
39	DV被害者のみならず、子どもに深刻な影響を及ぼすことから、要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点事業等との連携体制を強化します。	子どもを守る課

施策の方向(4)性犯罪・性暴力の予防と被害者支援

NO	具体的取組	担当課
40	学校や地域の関係機関を通じて、性犯罪・性暴力被害者のための広報周知を推進します。	人権・男女共同参画課 監察課
41	子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少時からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図ります。	教育指導課 監察課 人権・男女共同参画課
42	SNS等の利用において性被害につながるおそれのある書き込みや危険性について学ぶ予防教育を行います。	教育指導課 人権・男女共同参画課

施策の方向(5)DV被害者支援のための加害者対策

NO	具体的取組	担当課
43	加害者対策についての情報収集と理解に努めます。	人権・男女共同参画課

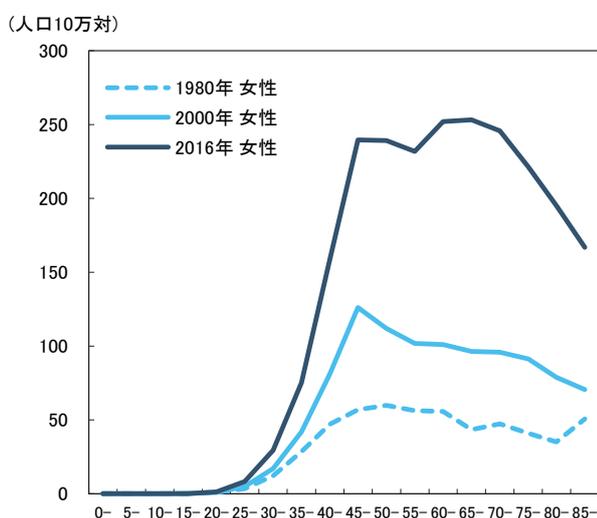
課題2.生涯にわたる男女の健康支援

男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権尊重と相手に対する思いやりをもつことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。

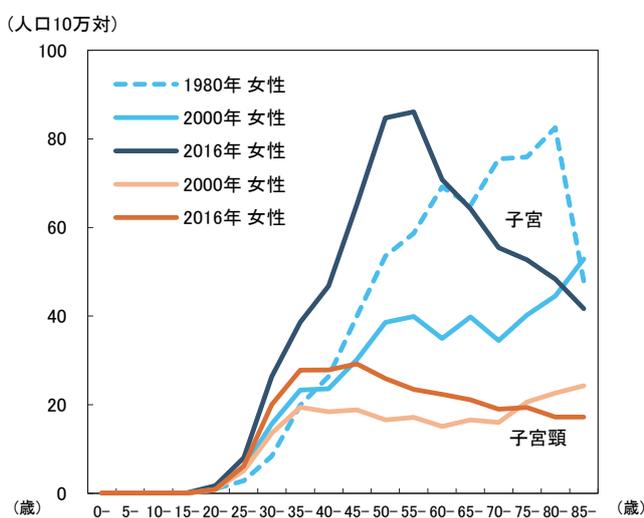
誰もが自らの心身の健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは健康を享受する上で必要なことですが、特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに心身の状態が大きく変化します。また、食生活や女性のライフスタイルの変化などを背景に、女性特有の疾病である乳がん、子宮がんの罹患が増加しています。一方で、男性は、生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合、自殺、ひきこもりの割合が女性よりも高いことが指摘されているなど、男女で異なる健康課題が存在します。

市民の誰もが心と体の健康について、正しい知識を身に付け、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組むとともに、必要な情報を得て、相談や治療方針などを選択できるよう生涯にわたる健康づくりの支援が必要とされています。

乳がん罹患率



子宮がん罹患率



資料：国立がん研究センターがん情報サービス（がん登録・統計）

自殺者数の推移(寝屋川市)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
寝屋川市の自殺者数	28 人	38 人	29 人	29 人	28 人
自殺者数・男性	17 人	25 人	19 人	18 人	21 人
自殺者数・女性	11 人	13 人	10 人	11 人	7 人

資料：厚生労働省の統計（発見日・住居地）

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応

NO	具体的取組	担当課
44	男女が互いの身体的性差や健康課題を理解し、自らの心と体の健康について正しい知識を得る機会を提供します。	健康づくり推進課
45	性感染症や薬物依存などに関する知識の普及啓発と予防のための取組を進めます。	保健予防課
46	男女のライフステージや健康課題に対応した健康相談、健康教育を充実します。	健康づくり推進課
47	体力・筋力の維持向上のための健康講座やスポーツ教室の充実やポイント制度による運動習慣継続の動機付けを行います。	高齢介護室 文化スポーツ室

施策の方向(2)性と生殖に関する健康と権利の浸透

NO	具体的取組	担当課
48	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実とともに、男性に対しても妊娠・出産・育児についての知識を得る機会を提供します。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館

施策の方向(3)心の健康対策の推進

NO	具体的取組	担当課
49	精神保健上の問題を含めた自殺の背景となり得る要因に対して、相談窓口の周知やゲートキーパー養成研修等に取り組むとともに、自殺予防に関する知識の普及に努めます。	保健総務課
50	ひきこもり、依存症等を含む精神疾患に関する相談窓口の周知と誰もが相談しやすい相談体制の充実を図ります。	保健予防課

課題3.困難を抱える人への支援

ひとり親家庭については、母子家庭は父子家庭と比べて就労収入が約半分であるなど、経済状況に関する悩みが多く、父子家庭においても、家事などに関する悩みが多い傾向にあります。特に母子家庭は、相対的貧困率が高い状況で、子どもの貧困に大きく影響しております。

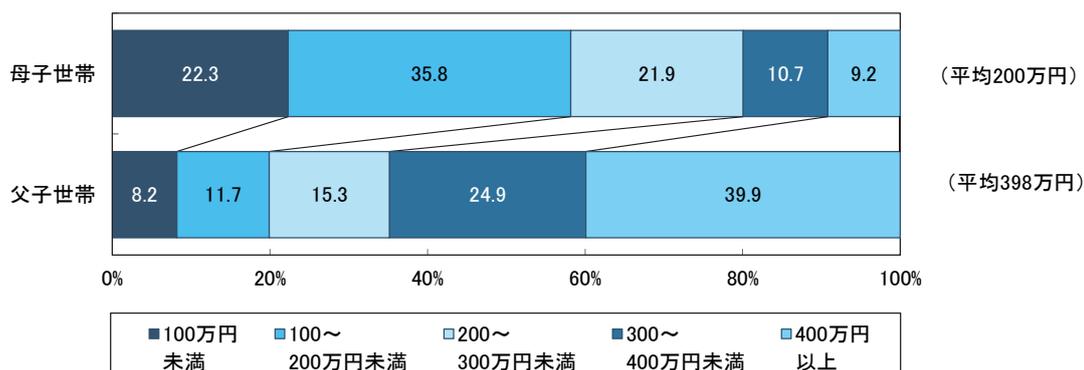
一方、高齢者や障がいがある人については、男女の生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮する必要があります。

また、性的指向や性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な性別役割分担意識や性に基づく偏見等を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があります。

様々な困難を抱える人に対して、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、支援を行うとともに、一人ひとりの人権が尊重されるよう留意した取組が必要です。

更に、新型コロナウイルス感染症がこのような社会的に弱い立場にある人に対して、より深刻な影響を及ぼしていることを踏まえて、こうした状況に置かれている人への正しい理解を広め、多様性を認め、人権が尊重される地域社会をつくることが求められます。

母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合(全国)



(注) 年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。

資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」平成28年度版

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり

NO	具体的取組	担当課
51	ひとり親家庭に対して、生活、子育て、子どもの教育、就業など、母子及び父子家庭の状況に応じた必要な支援を行います。	こどもを守る課
52	貧困と格差の連鎖を起こさないために、教育支援等の子どもの貧困対策を推進します。	保護課 教育政策総務課 教育指導課

施策の方向(2)様々な困難な状況を抱える人が安心して暮らせる地域社会づくり

NO	具体的取組	担当課
53	高齢者、障害者等の権利擁護、虐待防止と相談窓口の充実を図ります。	高齢介護室 障害福祉課
54	高齢者、障害者等の経済的安定に資する就労相談を関係機関と連携を図りながら実施し、就労機会の提供に結び付けます。	高齢介護室 障害福祉課
55	外国人が安心して生活する上で必要な情報提供や相談窓口の設置などの支援を行います。	企画三課 市民活動振興室
56	多様な家族の形態を認め合う意識啓発とともに、それぞれの家族が抱える困難に対応する取組を進めます。	人権・男女共同参画課

施策の方向(3)性の多様性を尊重する環境づくり

NO	具体的取組	担当課
57	性的指向や性自認等の多様性に対する理解の促進とともに、生活上で抱える困難を軽減するための配慮に取り組みます。	人権・男女共同参画課
58	子どもが性の多様性を理解し、すべての子どもの人権が尊重されるように取り組みます。	教育指導課
59	「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知を行い、同性パートナーに対する理解と啓発を進めます。	人権・男女共同参画課

課題4.防災・減災活動における男女共同参画の推進

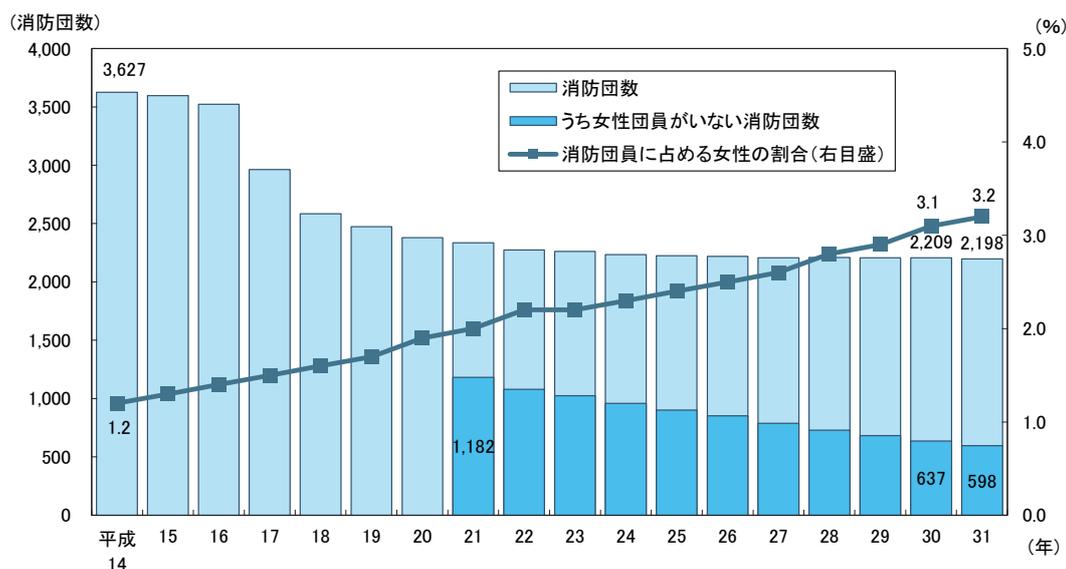
近年、大規模災害の頻発により、防災・災害対策への関心が高まっていますが、自然災害による被害は、地震や風水害等の自然要因に加えて、それを受け止める社会の在り方等の社会要因により、その被害の内容や大きさが決まってくると言われています。大規模災害の発生は、すべての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けると考えられるため、社会要因による困難を最小限にすることが必要です。

東日本大震災を始めとする過去の災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性のニーズが考慮されにくいといった課題や、性暴力被害の発生などが報告されています。

そのため男女共同参画の視点から地域防災・減災活動への取組が必要とされており、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要です。また、女性が男性とともに意思決定に参画し、主体的な担い手であることを認識した取組の推進も必要です。

本市では、平成14年に女性消防団を立ち上げ、当初5人の団員が現在は13人となり、防火啓発活動のほか心肺蘇生の方法やAEDの使い方を地域の人に伝える講習会で指導するなど、地域防災の担い手として活動しています。消防団員に占める女性割合は3.4%（平成30年4月1日現在）で全国平均を上回っているものの、更なる増加が求められています。

消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移(全国)



- (注) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。
 2. 原則として毎年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の値は、平成22年4月1日の数値で集計。
 資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和2年度版

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)地域における防災・減災活動への女性の参画促進

NO	具体的取組	担当課
60	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府)を活用して、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性の視点からの取組を推進して災害対応力の強化に努めます。	防災課 人権・男女共同参画課
61	地域防災計画や避難所運営マニュアルの見直しにおける意思決定の場に女性の参画拡大を進めます。	防災課

施策の方向(2)避難所運営における男女共同参画の促進

NO	具体的取組	担当課
62	地域の様々な人が参加して避難所の運営を模擬体験する「避難所運営ゲーム HUG(ハグ)」などを通じて、多様な視点を取り入れた避難所運営をそれぞれの地域において主体的に行えるよう支援します。	防災課

基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透

課題1.男女共同参画の意識づくり

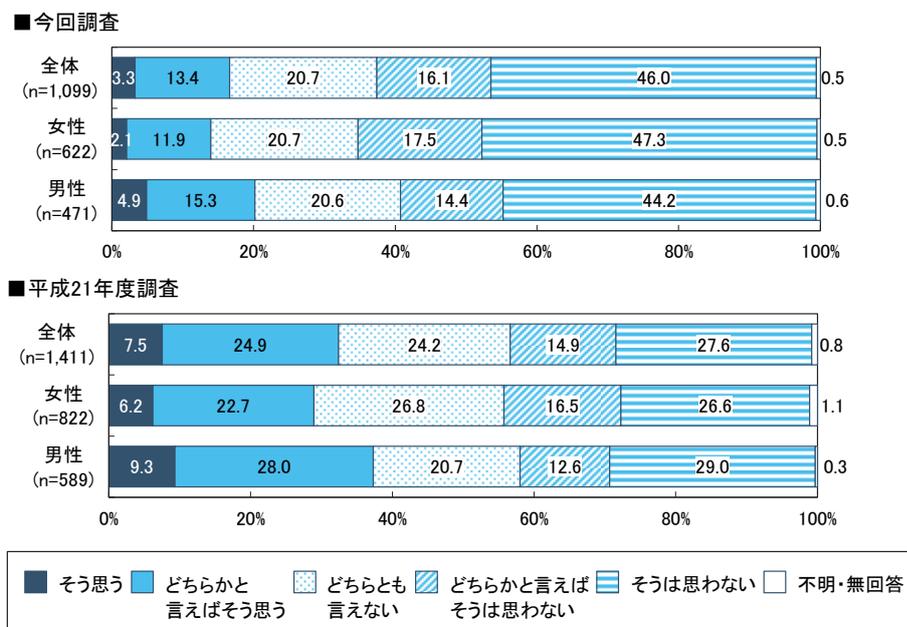
「市民意識調査」の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」のような男女で役割を固定した考え方に同感しない人の割合やジェンダー意識は、前回調査と比べて大きく変化しています。しかしながら、社会の各分野における男女の平等感では、前回調査よりも男性が優遇されていると感じる人の割合が高くなっている分野も見られるなど、社会全体から見て男性が優遇されていると感じる人の割合が高い状況に大きな変化は見られていません。このことから、市民の意識変化に比べて、現実の生活上での男女の役割や社会のありように変化が感じられず、多くの人が男女平等を実感できていないと考えられます。その背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の意識に形成された性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。

こうした固定観念や思い込みは、幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取る様々な情報や体験によって形成されるものです。無意識の思い込みは誰もがもつものですが、そのことによって自分自身や子どもの生き方を縛ることになっては、生きづらさや一人ひとりの個性を発揮することの妨げになることがあります。

男女に関わらず、誰もが互いを尊重しながら、自分らしく生きられるようになるために、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものにすることが必要です。

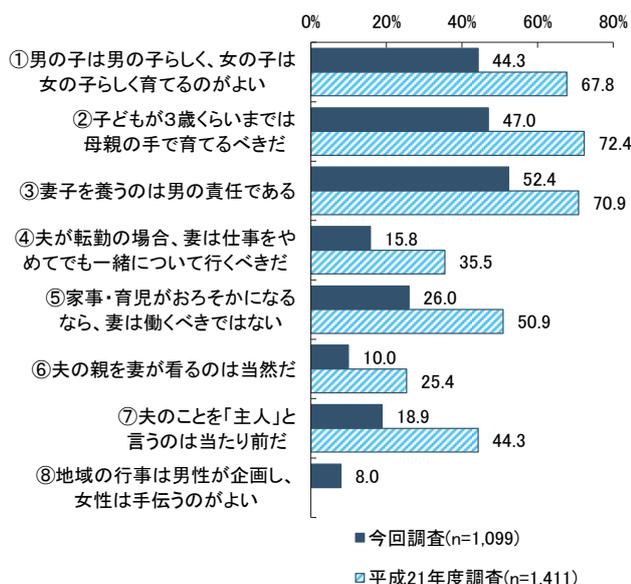
また、男女が対等に責任を担うことへの理解を広め、誰もが個性と能力を発揮し、社会の発展に貢献する意識を醸成する必要があります。

固定的性別役割分担意識(寝屋川市)



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）

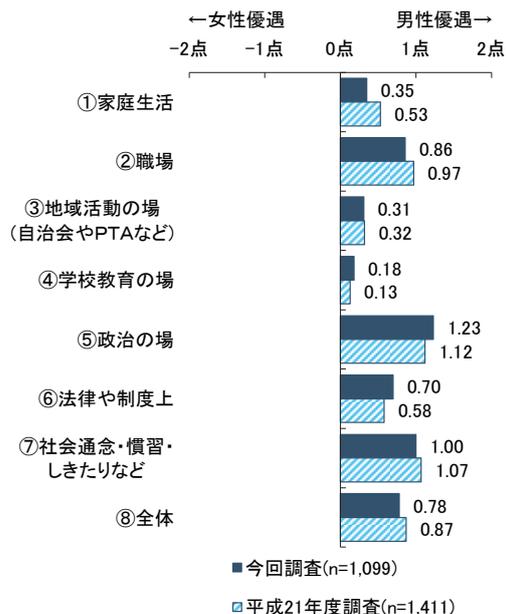
性別による役割の考え方(寝屋川市)



(注)⑧は今回調査のみの設問。

資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和元年度)

社会における男女の平等感(寝屋川市)



【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)男女の人権尊重と法制度の理解促進

NO	具体的取組	担当課
63	男女共同参画に関わる法律や制度の周知と理解を促進するための情報発信や学習機会を提供します。	人権・男女共同参画課
64	市の施策が男女共同参画の視点に立って取り組まれるよう、職員に対する男女の人権尊重の意義と男女共同参画に関わる法律・制度の理解を深める研修を実施します。	人事室 人権・男女共同参画課

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実

NO	具体的取組	担当課
65	本市の男女共同参画プランや調査結果及び国や大阪府の動向等を情報発信します。	人権・男女共同参画課
66	性別に基づく思い込みや偏見に気づききっかけとなる取組を行います。	人権・男女共同参画課
67	男女共同参画に関する図書や映像資料等の収集・提供を充実します。	中央図書館 人権・男女共同参画課

施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った広報活動の推進

NO	具体的取組	担当課
68	行政機関の制作する広報物等のあらゆる情報発信の中で、男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。	企画三課 人権・男女共同参画課
69	広報誌のほか市公式ホームページ、SNS、アプリ等の多様な情報発信チャネルを活用して、男女共同参画の視点に立った情報発信の充実を図ります。	企画三課

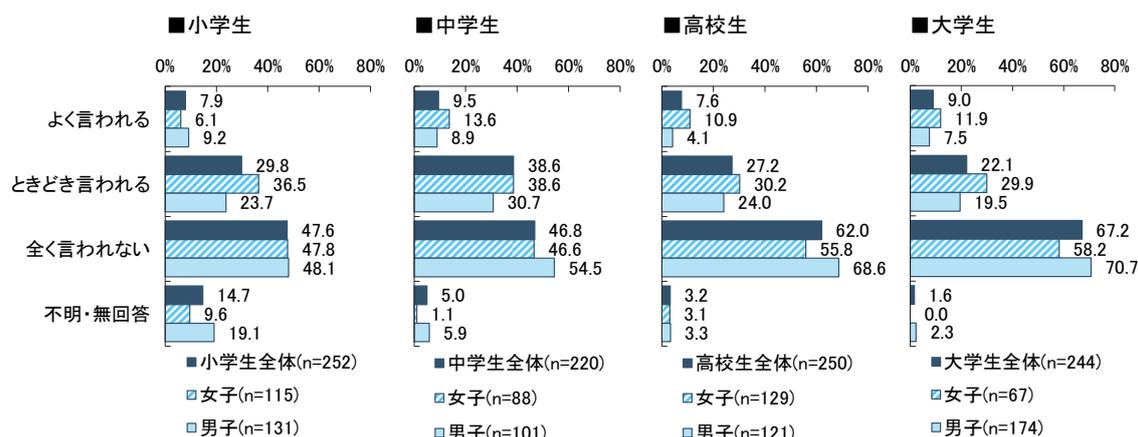
課題2.多様な選択を可能にする教育や学習の推進

大人の側に、子どもの性別によって期待することに違いがあれば、無意識の子どもへの言葉かけなどに表れて、子どもは、それぞれの性別に期待される役割や振る舞い方を身に付けるようになると考えられます。「小学生から大学生への調査」では、それぞれ3割から5割弱が「男だから、女だから」と言われた経験があると回答しています。言われた相手としては、両親を始めとする家族や友達が多い状況です。

保育・教育現場においては、男女平等の教育が実施されていますが、子どもとのふれあいの中で、無意識のうちに「男だから、女だから」といった性別に基づく固定観念が保育士、教職員の言動に現れていないかにも留意して、子どもの個性の発揮や多様な選択を阻害しないようにする必要があります。

また、大人も「男だから、女だから」という思い込みによって、自分自身の行動や振る舞いを制限したり、「男らしさ、女らしさ」を相手に押し付けたりすることなく、男女が対等に互いを尊重し合える関係をつくるための啓発機会が必要です。

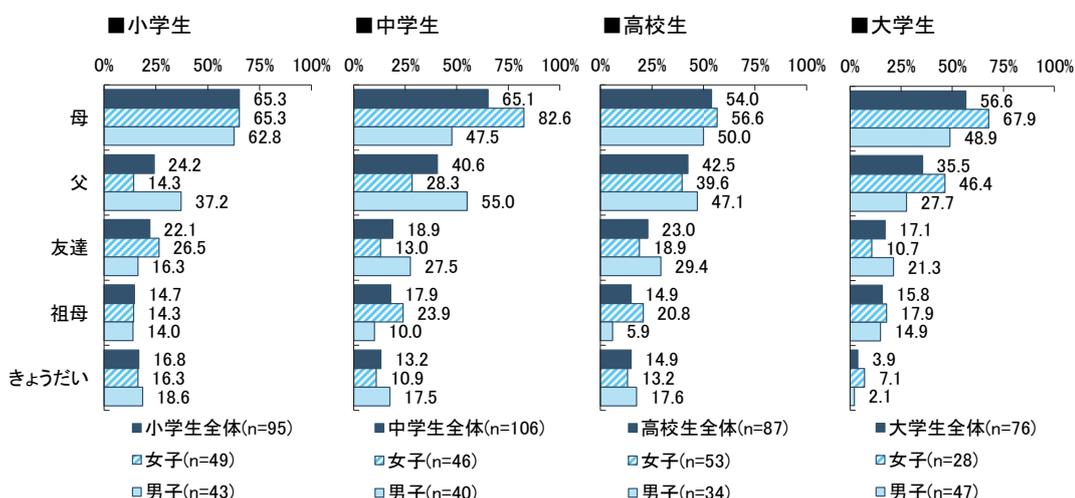
「男だから、女だから」と言われた経験(寝屋川市)



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する小学生から大学生への意識調査」(令和元年度)

「男だから、女だから」と言われた相手(寝屋川市)

上位5位のみ抜粋



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する小学生から大学生への意識調査」(令和元年度)

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)男女平等保育・教育の充実

NO	具体的取組	担当課
70	教職員及び保育士が、性別に基づく思い込みや偏見に気づく機会の提供と、男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。	保育課 学務課 総合教育研修センター
71	性別に関わらず多様な職業選択を可能にする職業観の醸成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた男女平等の視点に立った教育に取り組みます。	教育指導課

施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供と仲間づくり

NO	具体的取組	担当課
72	寝屋川リーダーズの活動等を通して、性別に関わらずリーダーシップを発揮できる人材の育成と年齢に応じた働きかけにより、男女共同参画意識の醸成を図ります。	青少年課
73	多様な年齢層、属性の市民の生きがいがづくりと自己実現につながり、充実した生活を送れるよう生涯学習の機会を提供し、仲間づくりを支援します。	社会教育課 人権・男女共同参画課

施策の方向(3)男女平等な家庭教育の実践に向けた啓発

NO	具体的取組	担当課
74	「男らしさ、女らしさ」に捉われず子どもの個性を伸ばす子育て観の醸成と家庭教育の実践に向けた学習機会を提供します。	企画三課 監察課 青少年課 人権・男女共同参画課

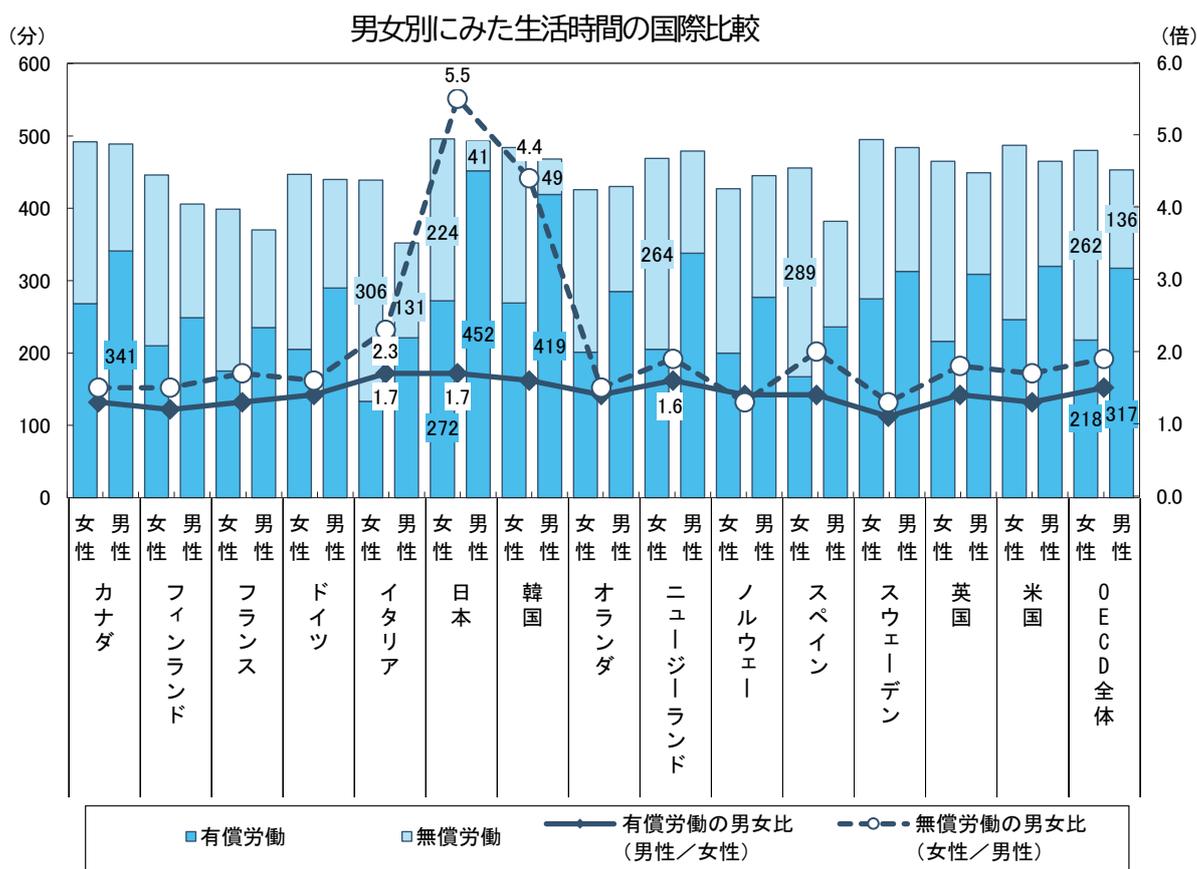
施策の方向(4)男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援

NO	具体的取組	担当課
75	市民の多様な文化創造活動が男女共同参画の視点で実践されるよう活動支援を行います。	文化スポーツ室 人権・男女共同参画課

課題3.国際的な協調と貢献

本市の「第六次総合計画」では、計画の位置付けの一つに、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献を掲げています。17のゴールと169のターゲットで構成されるSDGsの5番目のゴール「ジェンダー平等を実現しよう」は、正に本計画の目指す男女共同参画社会の実現と一致します。「ジェンダー平等を実現しよう」は、9つのターゲットで構成されており、そのうちの「公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、及び各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する」と「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」の2つは、我が国が国際的に後れをとっている分野です。OECD（経済協力開発機構）が2020年にまとめた生活時間の国際比較データをみると、どの国も無償労働時間は女性の方が長いですが、男女比（男性を1としたときの女性の比率）は日本の5.5倍が際立って大きくなっています。

また、男女の格差を測る国際的な指数である、グローバル・ジェンダー・ギャップ指数は、各国を対象に、政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化するもので、世界経済フォーラムが各国のスコアと順位を毎年公表しています。（指数は完全平等なら1、最低は0）日本は、政治・経済部門のスコアが低く、総合ランクで低位となっています。



- (注) 1. OECD「Balancing paid work, unpaid work and leisure (2020)」をもとに、内閣府男女共同参画局にて作成。
 2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。「有償労働」は、「有償労働（すべての仕事）」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。
 3. 調査は、2009年～2018年の間に実施している。

資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」令和2年度版

日本のジェンダーギャップ指数の推移

	調査 国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2019年	153	121	0.652	115	0.598	91	0.983	40	0.979	144	0.049
2018年	149	110	0.662	117	0.595	65	0.994	41	0.979	125	0.081
2017年	144	114	0.657	114	0.580	74	0.991	1	0.980	123	0.078
2016年	144	111	0.660	118	0.569	76	0.990	40	0.979	103	0.103
2015年	145	101	0.670	106	0.611	84	0.988	42	0.979	104	0.103
2014年	142	104	0.658	102	0.618	93	0.978	37	0.979	129	0.058
2013年	136	105	0.650	104	0.584	91	0.976	34	0.979	118	0.060
2012年	135	101	0.653	102	0.576	81	0.987	34	0.979	110	0.070
2011年	135	98	0.651	100	0.567	80	0.986	1	0.980	101	0.072
2010年	134	94	0.652	101	0.572	82	0.986	1	0.980	101	0.072
2009年	134	101	0.645	108	0.550	84	0.985	41	0.979	110	0.065
2008年	130	98	0.643	102	0.544	82	0.985	38	0.979	107	0.065
2007年	128	91	0.645	97	0.549	69	0.986	37	0.979	94	0.067
2006年	115	80	0.645	83	0.545	60	0.986	1	0.980	83	0.067

資料：World Economic Forum 「The Global Gender Gap Report」

【施策の方向と具体的取組】

施策の方向(1)持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)への貢献

NO	具体的取組	担当課
76	SDGsの達成に向けて、市民や地域団体、事業者などに「ジェンダー平等の実現」による持続可能なまちづくりの推進を働きかけます。	人権・男女共同参画課

施策の方向(2)男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集と発信

NO	具体的取組	担当課
77	男女共同参画に関する国際的な動向を把握し、市民に向けて情報収集と発信を行います。	人権・男女共同参画課